

# 兵庫県公報

令和6年5月1日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○ 客引き行為等を禁止する地区の指定（くらし安全課） ..... ページ 1

## 告 示

### 兵庫県告示第429号

客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定により、禁止地区を次のとおり指定する。

令和6年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

次の表に掲げる区域のうち、条例第2条第1項に規定する公共の場所の地上部分とする。

市群区町名	路線名	客引き等を禁止する区域
西宮市	市道 瓦第223号線	甲風園一丁目116番地先から甲風園一丁目161番地先まで
	市道 瓦第234号線	甲風園一丁目116番地先から甲風園一丁目120番地先まで
	市道 瓦第235号線	甲風園一丁目170番地先から甲風園一丁目124番の1地先まで
	市道 瓦第236号線	甲風園一丁目143番の1地先から甲風園一丁目140番地先まで
	市道 瓦第237号線	甲風園一丁目152番地先から甲風園一丁目156番地先まで
	市道 瓦第12号線	甲子園口二丁目32番の5地先から甲子園口二丁目52番の6地先まで
	市道 瓦第35号線	甲子園口二丁目32番の5地先から甲子園口二丁目370番地先まで
	県道 浜甲子園・甲子園口停車場線	甲子園口二丁目370番地先から甲子園口二丁目329番地先まで